

第1章 はじめに

1. 背景と目的

本市では、2028（令和10）年度までを計画期間とする交通政策の基本方針「にいがた都市交通戦略プラン〔基本計画〕」を令和元年度に策定し、目指す交通の将来像を「県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち」として、その実現に向けた基本方針を定めました。あわせて、この計画を上位計画とし、前期4年間で取り組む公共交通施策等を定めた「新潟市地域公共交通網形成計画」を策定して交通施策を進めてきました。

この4年間の取り組みにより、公共交通ネットワークの確保・維持に関して一定の成果はあったものの、人口減少社会の到来やコロナ禍による全国的な公共交通利用者の減少等の影響により、本市の公共交通を取り巻く環境はより一層、厳しい状況となりました。

これにより、公共交通事業者の多くは、運転士不足の問題を抱え、全国的に路線の廃止や減便が行われている状況に陥っています。加えて、2024（令和6）年4月から、バス運転士などを対象とした労働時間等の改善基準告示が適用されることにより、公共交通の運転士不足の問題は今後、さらに深刻化していくことが懸念されており、本市でもそれに起因した公共交通ネットワークの確保・維持が課題となっています。

また、国では地域公共交通の「リ・デザイン」（再構築）を全国的に進めていくため、公共交通分野にデジタル技術を実装する「交通DX」、車両電動化や再生エネルギーの地産地消などの「交通GX」、地域の関係者の連携と協働を通じて利便性・持続可能性・生産性を高める「共創」などに関する新たな支援制度が創設されたところです。

こうした状況を踏まえ、「にいがた都市交通戦略推進会議」では前期期間の評価を行ったうえで、後期6年間で取り組むべき公共交通の基本的な方針や公共交通施策について、令和4年度、5年度の2か年で検討してきました。

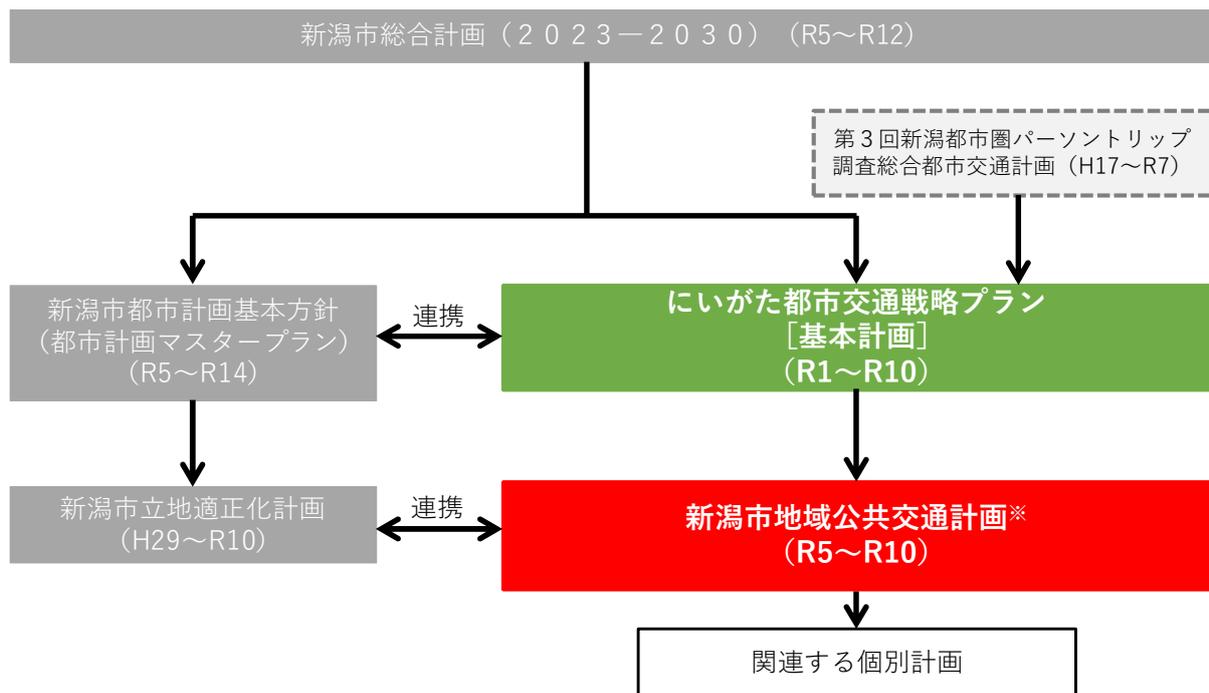
本計画は、上記を背景とする本市の公共交通の課題に対応し、上位計画で示す交通の将来像の実現を目指すことを目的として、公共交通に関する取り組みの方向性や実施する施策等について取りまとめた計画です。

2024年6月

2. 計画の位置づけ

◆新潟都市圏や本市の上位関連計画との関係

本市の交通政策の基本方針となる「にいがた都市交通戦略プラン [基本計画]」（令和元年7月策定）を上位計画とし、現状の課題を反映した、交通の施策等を新たに定めるものです。にいがた都市交通戦略プラン [後期実施計画] と統合して定めます。



※令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に伴い、法に位置付けられる計画が『地域公共交通網形成計画』から『地域公共交通計画』へ変更

図 本計画の位置づけ

3. 計画の区域

本計画の対象区域は、新潟市全域とします。

4. 計画の対象期間

本計画の対象期間は、「にいがた都市交通戦略プラン（基本計画）」との整合を図り、2023（令和5）年度から2028（令和10）年度までの6年間とします。

5. SDGsとの関係

新潟市地域公共交通計画は、本市の都市交通の現状や社会状況を踏まえたうえで、地域の移動を確保するためのビジョンやその取り組みを示す計画であり、SDGsの以下の目標について目指すところが一致しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆該当するSDGsのターゲット

ターゲット		具体的に求められている行動
3.6	道路交通事故死傷者を半減させる	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる
4.2	乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする
4.3	高等教育に平等にアクセスできるようにする	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする
8.6	就労・就学・職業訓練を行っていない若者の割合を減らす	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
11.1	住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する
11.2	交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する
11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が安易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する
17.17	効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する